

## 「幼保無償化」法の概要とその本質

とき **6月7日（金）**

13:30～16:30

広島市まちづくり市民交流プラザ 5F研修室A

ところ (合人社ウエンディひとまちプラザ)

広島市中区袋町6番36号 (082-545-3911)

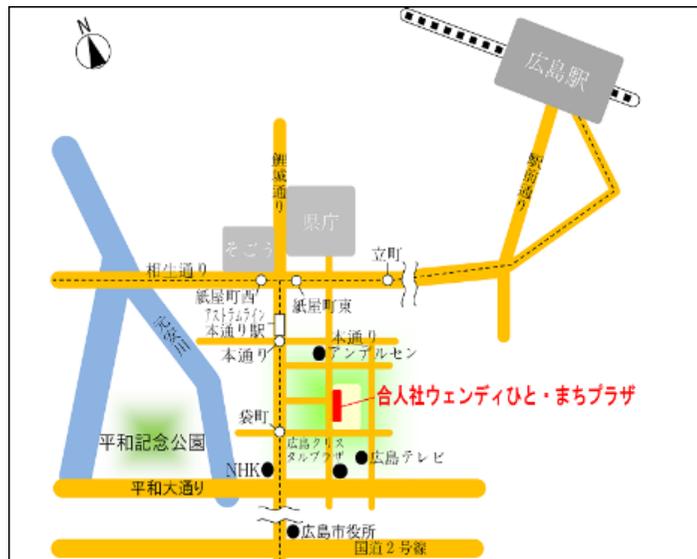
会場には駐車場がありません。公共交通をご利用ください

講師 広島大学 名誉教授

田村 和之

講師プロフィール：

行政法研究者。わが国の保育法制研究のパイオニア、リーダー  
主な著書 『保育所行政の法律問題』『保育所の民営化』『子ども・子育て支援ハンドブック』『保育判例ハンドブック』『待機児童ゼロ保育利用の権利』など



### 改正『子ども・子育て支援法』の概要

- 「無償化」は法律ではなく、政令改正による
  - 1 利用料・保育料を徴収しないこと。「無償化」ではない
  - 2 内閣の政策・方針が変われば、「無償化」のあり方、仕組みが変わる
  - 3 給食費は有料とされ、別途徴収される
- 認可外保育施設などの利用でも「無償化」の対象
  - 1 保育を必要とする子どもは「認可保育所」で保育する、の原則がこわされる
  - 2 認可外施設の基準に適合しないものも5年間は適用猶予がある
- 事前にご質問などをお寄せください  
下記広島自治体問題研究所あてに質問をメールで送ってください  
当日、参加も可能ですが、資料準備の都合上、事前の申込みをお願いします